

市街地の生活環境被害防止に係る有害獣捕獲用箱わなの設置に関する要領

改正 令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、市内において、市街地の市民生活に被害を及ぼす有害獣の捕獲等を行い、市民の安全で快適な生活環境被害防止を図るため、年度予算の範囲内で行う有害獣捕獲用の箱わなの設置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有害獣 捕獲等の対象となるアライグマ、ハクビシン、タヌキ及びアナグマをいう。
- (2) 捕獲 有害獣を箱わなにより、捕獲等をするをいう。
- (3) 生活環境被害 有害獣による、敷地内におけるふん尿・臭気・騒音等、建築物の破損・棲みつき等及び敷地内の飼育動物又は庭木果実等への被害をいう。
- (4) 町会等 町会・自治会（八王子市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（地域コミュニティの形成に取り組む管理組合を含む。）をいう。

(箱わなの設置申請)

第3条 箱わなの設置を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自身が所有し、かつ、現に居住している集合住宅を除く家屋で有害獣による生活環境被害を受けている営利関係を伴わない個人
 - (2) 有害獣による生活環境被害を受けている町会等
 - (3) 前号のほか、市長が特に必要と認めた者
- 2 箱わなの設置ができる場所は、原則として屋外とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。（1）箱わなの設置を申請しようとする者（以下「申請者」という。）の所有地。ただし、申請者が町会等の場合は、土地の所有者、管理者等（以下「所有者等」という。）による承諾を得ている場所
- (2) 箱わなの設置に必要な広さがあり、かつ、不特定多数の者の出入りがなく安全を確認できる場所
 - (3) その他、市長が特に必要と認めた条件を満たす場所
- 3 箱わなの設置は、同一場所において、1台とする。
- 4 申請者は、あらかじめ市（獣害対策課）へ相談のうえ、箱わな設置申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。又、申請者が町会等の場合は、所有者等による設置承諾書（第4号様式）を添えることとする。

(箱わなの設置決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその被害の状

況及び捕獲の必要性等について審査し、箱わなの設置の可否等を決定し、箱わな設置（決定・却下・保留）通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

- 2 市長は、前項の規定による箱わなの設置の決定（以下「設置決定」という。）に際して、第6条に規定する事項を条件とする。ただし、前項で保留決定の場合は保留解除の条件を付し、原則一カ月以内に保留条件の解消をしたことを確認することをもって設置決定、それ以外は却下決定と読み替えるものとする。

（箱わなの設置・指導）

第5条 市長は、設置決定をしたときは、速やかに、箱わなを設置する。

- 2 市長は、箱わなの設置に際して、設置決定を受けた者（以下「利用者」という。）に箱わなの管理方法等について指導・助言する。

（利用者の責務）

第6条 利用者は、次に掲げる事項について協力するものとする。

- (1) 箱わなの見回り
 - (2) エサの用意及び補充
 - (3) 箱わな周辺の除草作業
 - (4) 有害獣捕獲時の市への連絡
- 2 利用者は、次に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) 箱わなの移設
 - (2) 捕獲された有害獣の処分

（箱わなの設置期間）

第7条 箱わな設置期間は原則2週間とし、有害獣の捕獲があった場合は、その時点で終了とする。ただし、残頭有害獣が確認されている等、継続した捕獲の必要性等がある場合には、継続は原則2週間単位とし、当該年度末を限度とする。

- 2 設置期間中に、箱わなの撤去を申し出る者は、箱わな撤去申出書（第3号様式）により市長に申出しなければならない。

（箱わなの撤去）

第8条 市長は、箱わなで有害獣が捕獲された場合、速やかに箱わなを撤去する。

- 2 市長は、箱わな設置期間が終了した場合又は前条の規定により撤去の申出があった場合には、速やかに箱わなを撤去する。

（損害賠償）

第9条 利用者が故意又は重大な過失により、箱わなを滅失し、又は棄損したときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 箱わな設置期間中に起きた、箱わなに起因する事故の損害は、利用者自らこれを賠償しなければならない。

（委任）

第10条 この要領の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

様

八王子市長
（公印省略）

箱わな設置（決定・却下・保留）通知書

年 月 日付により申請のあった箱わな設置申請について、
下記のとおり（設置する・設置しない・保留とする）ことを決定しまし
たので、通知します。

記

設 置 場 所	
設 置 期 間	年 月 日から 年 月 日
捕 獲 対 象	アライグマ ・ ハクビシン ・ タヌキ ・ アナグマ
設 置 条 件	1 次に掲げる事項を利用者の責務とする。 (1) 箱わなの見回り (2) エサの用意及び補充 (3) 箱わな周辺の除草作業 (4) 有害獣捕獲時の市への連絡 2 次に掲げる行為を行ってはならない。 (1) 設置した箱わなの移設 (2) 捕獲された有害獣の処分 3 わなの設置が不要となったときは、申し出ること。 4 保留解除の条件（原則一カ月以内）
連 絡 先	八王子市産業振興部獣害対策課 （電話）042-620-7375

箱わな撤去申出書

八王子市長 殿

次のとおり、箱わなの撤去を申し出ます。

申 出 者	住 所 氏 名 連 絡 先
設 置 場 所	八王子市
撤去（予定）日	
対 象 獣	アライグマ ハクビシン タヌキ アナグマ
申 出 理 由	

第4号様式（第3条関係）

年 月 日

設 置 承 諾 書

八王子市長 殿

住 所 八王子市

氏 名

連絡先

箱わな設置申請にあたり、下記の場所に箱わなの設置について承諾します。

記

八王子市